

永平寺町一般職の職員の給与に関する条例及び永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年11月29日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第22号

永平寺町一般職の職員の給与に関する条例及び永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

(永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年永平寺町条例第43号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の112.5」を「100分の120.0」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120.0」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第3条 永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例(平成18年永平寺町条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の152.5」を「100分の142.5」に改める。

第7条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

第4条 永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項ただし書中「100分の112.5」を「100分の120.0」に、「100分の142.5」を「100分の147.5」に改める。

第7条第2項中「100分の162.5」を「100分の165.0」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。